

燕市の将来のために新しい条例をみんなで一緒に考えましょう！

# (仮称)まちづくり基本条例

## 制定に向けた取り組みのお知らせ



みんなで考えよう。これからのまちづくり！

みんなで作ろう。まちづくりの基本ルール！

「(仮称)まちづくり基本条例」の制定に向けたこれまでの取り組み

### 連携・協力して新しいまちづくりを！

市では、これまで市民や市民団体などの皆さんと一緒に、いろいろな計画づくりや地域の公共的課題の解決などに取り組んできました。今後も、こうした取り組みをさらに発展させ、市民の皆さんと行政とが相互の理解と信頼のもと、目的を共有し、連携・協力して新しいまちづくりを目指す「協働のまちづくり」を一層進めていきます。

協働のまちづくりに必要なことは、市民の皆さんと地域の活力を活かすため、それぞれの役割分担を明確にし、誰もが主体的にまちづくりに参画できる機会を増やしたり、同じ情報をお互いに共有するといった取り組みを進めることです。

まちづくり基本条例の検討は、燕市総合計画の中で「市民とともに築くまち」を新しいまちづくりの大きな施策の一つとして位置付け、その中の主な事業として掲げられています。また、先に燕・吉田・分水合併協議会で策定された、合併後の新市の将来像の実現に向けた基本方針などを定める新市建設計画の中でも、主要施策として位置付けられました。

こうした市民と行政の協働のまちづくりをめざす新しいまちづくりのシステムとして、現在行っている「(仮称)まちづくり基本条例」の制定に向けた取り組みについてお知らせします。



編集・発行

燕市

企画調整部企画政策課（吉田庁舎）

## まちづくり基本条例って何のこと？

### Q 『まちづくり基本条例』って、なに？



**A** 『まちづくり基本条例』は、まちづくりの基本ルールを定めるもの。まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方などを示します。

### Q どうして条例が必要なの？

**A** 地方分権が進み、地方自治体には「自分たちのまちづくりは、自分たちの責任で自分たちが決めて行う」ことが求められています。また、急激な社会経済情勢の変化、市民のニーズや価値観の多様化などにより、いろいろな地域の公共的な課題が発生してきて、これらの課題を行政だけで解決することが難しくなっています。今後は、自分たちのまちの公共的な課題をより良く解決していくために、みんなで考え、決定し、行動していくことが必要になります。そこで、まちづくりに関わる全ての人々が共有できる、新しいまちづくりのシステムや基本ルールとして、『まちづくり基本条例』が必要なのです。



### Q 条例ができると何が変わるの？



**A** まちづくりの基本理念や基本ルールを条例にし、明らかにすることで、市民、自治会、まちづくり協議会、NPO、事業者、行政など、まちづくりの主体になる人たちが同じ目標をもって、協働してまちづくりを行うことができます。また、市政への市民参画の手続きを明らかにすることで、市の政策の立案、決定、実行、評価といった各段階に市民の皆さんが参画する機会が増えます。そのため、皆さんの声をより反映した、より透明性の高いまちづくりを進めることができます。さらに、市の行政運営の基本原則を明らかにすることで、計画的なまちづくりが一層進められます。

### Q 条例をつくるにはどうすればいいの？

**A** この条例をつくるためには、市民の皆さんが持つ、まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要です。また、条例の内容がみんなに理解され、自分たちのルールであると共感を持って受け入れられることも重要です。

市では、（仮称）まちづくり基本条例の制定に向け、条例の意義や内容について、多くの市民の皆さんに理解を深めていただくため、平成20年度をまちづくり基本条例の「学習の年度」と位置付け、自由参加による『まちづくり基本条例市民学習会』を継続して8回開催してきました。今後は、公募市民と市職員で構成する『まちづくり基本条例市民検討会議』を設置して、条例の制定に向けた検討を行っていきます。



## 平成20年度に8回開催した市民学習会での取り組みを紹介します

「まちづくり基本条例市民学習会」では、新潟大学大学院実務法学研究科准教授の馬場健さんに、市のまちづくり基本条例検討に関するアドバイザーを依頼し、まちづくりに関する講話や条例に対するご意見を数多くいただき、また、市内の各団体の皆さんからも参加していただき、活動事例の紹介等を行いながら学習会を重ねてきました。

### ○第1回(平成20年8月23日)参加者114名

テーマは「まちづくりの担い手は誰か」。「まちづくりとは何か」「協働のまちづくりに必要なこと」などについて考えました。市内でさまざまな活動に取り組んでいる3団体の皆さんとパネルディスカッションを行い、みんなが連携・協力し合ってまちづくりを行っていく必要性について考えました。

### ○第2回(平成20年9月27日)参加者69名

まちづくり基本条例の先進地事例を紹介。「住民と行政との関係を参加と協働という点で捉えること」「情報の共有」「市民と行政がキャッチボールできる方法をお互いに考えていくこと」がまちづくり基本条例の重要な点であることを確認しました。

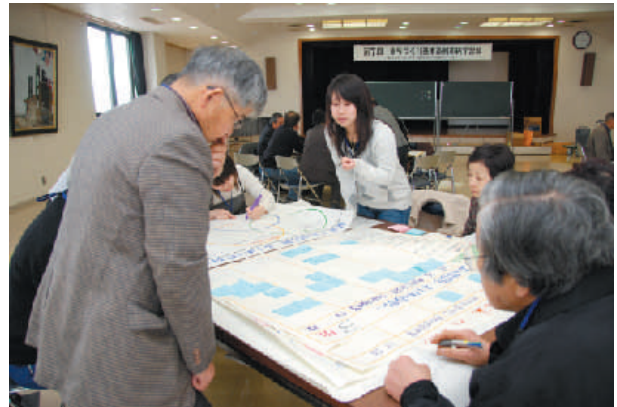
### ○第3回(平成20年11月1日)参加者61名

テーマは「政策過程と住民の関わり」。政策のサイクルの各段階に住民が参加できるメカニズムをつくっていくことが重要であると確認。「燕市のまちづくりの担い手の現状」について参加者の皆さんと意見交換を行いました。



学習会の様子

※「まちづくり基本条例市民学習会」についての内容や資料など、詳しい情報は、市のホームページで紹介しています。ぜひ、ご覧ください。



第7回学習会の様子が、平成21年3月6日付の新潟日報でも紹介されました。

### ○第4回(平成20年11月29日)参加者64名

市内でさまざまな活動に取り組んでいる4団体の皆さんに参加していただき、まちづくりの具体的な活動事例についてお話を伺いました。市内では多くの団体がさまざまな活動をしていますが、お互いの活動内容について発表し合える場、情報を共有し合える場が重要であることを確認しました。

### ○第5回(平成20年12月20日)参加者53名

### ○第6回(平成21年1月24日)参加者49名

### ○第7回(平成21年2月14日)参加者48名

3回にわたりワークショップ形式で意見交換を行いました。まちづくりに対する共通認識を持つことを目的に「家庭ごみの問題」から地域の公共的課題の解決法について考えました。ワークショップでは、協働作業を通じて、お互いの考え方や立場の違いを学びました。協力し合いながらまちづくりの議論を行う方法や、まちづくりの議論の場づくりの重要性について確認しました。

### ○第8回(平成21年3月14日)参加者49名

これまでの学習会のまとめや今後の取り組みについて確認しました。まとめでは「住民と行政との議論の場や議論の手続き」「住民と行政との新たな関係性の構築」の必要性について再確認し、活発な質疑もありました。

馬場先生からは、「燕市が持っている住民力が活かされ、発揮できるようなまちづくり基本条例になれば良いと思います」とまとめのお話がありました。

## 「(仮称)まちづくり基本条例」の制定に向けたこれからの取り組み

今後、市民の皆さんと市職員で構成する「まちづくり基本条例市民検討会議」を設置し、これまで学習会を通じて学んだ、次に掲げる視点に立って、条例の制定に向けた具体的な検討を行っていきます。



### ■まちづくり基本条例で必要なこと

- 1 協働の仕組みづくり
  - ・まちづくりの基本となる方針やルールを明確にすること
  - ・まちづくりの理念や目標を明らかにして、みんなで共有すること
- 2 役割分担の明確化
  - ・市民やさまざまな主体と行政との関係、役割や責務を明確にすること
- 3 市民の参画・協働の機会の確保
  - ・市民が参画・協働しやすい環境や市民の声が反映される行政の仕組みをつくること
  - ・まちづくりに関する行政の意思決定への市民参画を制度的に保障すること

### ■(仮称)まちづくり基本条例を制定するうえでの基本事項

- 1 みんなの条例であること
  - ・みんなが参加できるルールづくり…市民、自治会、まちづくり協議会、NPO、企業など、まちに関わるすべての主体が参加できるまちづくりのルールが必要です。
- 2 市民と行政が協働でつくり上げていくこと
  - ・条例制定には市民の参画や協働が不可欠…条例をつくるためには、市民参画とともに市民の皆さんが持つ、まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要です。また、できるだけ多くの市民の皆さんに参加していただき、幅広い議論を行うことが必要です。
- 3 条例の内容がみんなに理解され、自分たちのルールであると共感を持って受け入れられること
  - ・みんなに関心を持ってもらう仕組みづくり
  - ・検討の過程や条例内容の周知・報告、情報提供（出前講座やフォーラムの開催など）
- 4 実効性が担保されていること
  - ・条例を動かす仕組みづくりが重要…条例自体に価値があるのではなく、条例は道具であり、条例づくりは条文をつくることではありません。まちづくりの仕組みやみんなが共感できる内容が重要です。
- 5 燕市にあったまちづくり基本条例を考えること
  - 先進地事例は数多く存在しますが、燕市の実情に合ったもの考える必要があります。
  - ・燕市のまちづくりを進めていくうえで大切にすること
  - ・燕市のまちづくりの主体（担い手）とその役割と責務（責任や義務）
  - ・燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと など

### ■『まちづくり基本条例市民検討会議』を設置します！

市では、平成21年度から「(仮称)まちづくり基本条例の素案」や「市民と行政との協働のまちづくりの推進」について検討するため、『まちづくり基本条例市民検討会議』を設置します。たくさんの皆さんのご参加をお願いします。

「まちづくり基本条例市民検討会議」の委員を募集します。募集に関する詳しい内容は、今後、広報つばめや市のホームページなどでお知らせしていきます。

燕市役所 企画調整部 企画政策課  
協働のまちづくりグループ  
TEL 0256-92-2111（内線233）  
FAX 0256-92-2110  
E-mail kikaku@city.tsubame.niigata.jp  
URL <http://www.city.tsubame.niigata.jp/>